

やさしさと輝きに満ちた
笑顔のまち村上

第10回 猿沢地域まちづくり協議会 総会
議案書



令和2年度猿沢コミュニティセンター法面の芝桜開花の様子





芝桜の植栽



あいさつ+1（プラスワン）運動

豊かな環境を守り、みんなの生きがいを生み出す
活力ある地域を創る



りーどご！猿沢



さくら小
塩引きづくり



あいさつ+1 標語コンテスト

令和2年度あいさつ+1（プラスワン）運動標語コンテスト受賞作品

最優秀賞

あいさつに 心をこめて プラスワン

（遠山 真心さん 朝日さくら小3年）

優秀賞

あいさつで 明るい笑顔 いい社会

（佐藤 湊和さん 朝日さくら小6年）

優秀賞

あいさつで みんなの未来 つなげていこう

（横山 佳音さん 朝日さくら小5年）

※学年は令和2年10月現在

令和3年度 猿沢地域まちづくり協議会 役員等名簿

令和3年4月1日 現在

No.	役職	氏名	集落	専門部会		備考
1	会長	サトウ 倉一 佐藤 倉一	板屋越		会長	
2	副会長	シダ 一也 志田 一也	上野	産業交流部会	部会長	
3	副会長	タカハシ みゆき 高橋 みゆき	猿沢	生活安心部会	部会長	
4	事務局長	サトウ 進 佐藤 進	寺尾	まちづくり推進部会	部会長	
5	理事	イシダ 智也 石田 智也	宮ノ下	まちづくり推進部会		
6	理事	タケキ 均 田巻 均	鶴渡路	まちづくり推進部会	副部会長	
7	理事	イフサ 弘子 伊藤 弘子	上野	まちづくり推進部会		
8	理事	サイノウ 文徳 齋藤 文徳	猿沢	まちづくり推進部会		
9	理事	タカハシ 宜輝 高橋 宜輝	猿沢	まちづくり推進部会		
10	理事	オオタ 勉 太田 勉	板屋越	まちづくり推進部会		
11	理事	ワタナベ 法隆 渡邊 法隆	下中島	産業交流部会		
12	理事	シダ 春巳 志田 春巳	鶴渡路	産業交流部会		
13	理事	トウジ 友二 富樫 友二	鶴渡路	産業交流部会		
14	理事	カワムラ 眞友美 川村 眞友美	川端	産業交流部会		
15	理事	キハラ 國昭 鬼原 國昭	猿沢	産業交流部会		
16	理事	スズキ 光幸 鈴木 光幸	猿沢	産業交流部会		
17	理事	イトイ 幹子 細井 幹子	猿沢	産業交流部会		
18	理事	オオタ 勝行 太田 勝行	檜原	産業交流部会	副部会長	
19	理事	イダガキ 由里子 板垣 由里子	寺尾	生活安心部会		
20	理事	イシノ 一也 石業 一也	宮ノ下	生活安心部会		
21	理事	サカガ 義之 笠川 義之	下中島	生活安心部会	副部会長	
22	理事	スズキ 明 鈴木 明	上野	生活安心部会		
23	理事	カワムラ 登弘 川村 登弘	川端	生活安心部会		
24	理事	オオタ 康和 太田 康和	檜原	生活安心部会		
25	理事	サトウ 恭子 佐藤 恭子	板屋越	生活安心部会		
26	監事	タカハシ 治一 高橋 治一	猿沢			
27	監事	オオタ 覚 太田 覚	檜原			
28	まちづくり サポーター	キムラ 綾子 木村 綾子		産業交流部会		地域おこし協力隊

令和3年度
猿沢地域まちづくり協議会 評議員会名簿

令和3年4月1日 現在

No.	役職	氏名	集落	備考
1	評議員	小田 誠	寺尾	区長
2	評議員	玉木 一郎	宮ノ下	区長
3	評議員	田巻 好衛	下中島	区長
4	評議員	志田 國利	鶴渡路	区長
5	評議員	志田 義栄	上野	区長
6	評議員	川村 栄三	川端	区長
7	評議員	鈴木 芳太郎	猿沢	区長
8	評議員	渡邊 哲栄	檜原	区長
9	評議員	大滝 正吾	板屋越	区長
計				

令和3年度

猿沢地域まちづくり協議会 代議員名簿

令和3年4月1日 現在

No.	氏名	集落	No.	氏名	集落
1	サウ 佐藤 マサハル 政春	寺尾	18	笥ハシ 高橋 カズミ 和美	猿沢
2	サウ 佐藤 サユリ	寺尾	19	笥ハシ 高橋 キョウコ 京子	猿沢
3	オオタキ 大滝 ショウジ 正司	宮ノ下	20	笥ハシ 高橋 シン 俊	猿沢
4	イシダ 石田 アキラ 昭也	宮ノ下	21	ナカヤマ 中山 カズヒコ 和彦	猿沢
5	オオタキ 大滝 ヒロシ 均	宮ノ下	22	笥ハシ 高橋 ショウイチ 庄一	猿沢
6	コウ 後藤 カツリ 勝徳	下中島	23	サイノウ 齋藤 トシユキ 利文	猿沢
7	シダ 志田 トオル 徹	鵜渡路	24	オオタ 太田 サトシ 聡	桧原
8	シダ 志田 ケン 玄	鵜渡路	25	オオタ 太田 シゲ巳 成巳	桧原
9	タザワ 田澤 ユカ子 祐子	鵜渡路	26	ワタナベ 渡邊 篤ユキ 考行	桧原
10	サウ 佐藤 マリ子 まり子	鵜渡路	27	オオタ 太田 チカ草 千草	桧原
11	トヤマ 遠山 ヨシ 剛	上野	28	オオタ 太田 ユジ 雄二	桧原
12	アベ 阿部 ナカ 奈央	上野	29	サウ 佐藤 篤ユキ 武行	板屋越
13	オオタキ 大滝 トモミ 友美	上野	30	オオタキ 大滝 マサジ 政治	板屋越
14	サウ 佐藤 忠男 忠男	川端	31	マコ 増子 隆善 隆善	板屋越
15	オダ 小田 ヒロシ 浩	猿沢	32	オオタキ 大滝 ヒデキ 秀樹	板屋越
16	笥ハシ 高橋 ミツ夫 三夫	猿沢	33	サウ 佐藤 タイシ 大志	板屋越
17	笥ハシ 高橋 アキ子 明子	猿沢	34	サウ 佐藤 シンジ 信治	板屋越

第1号議案

令和2年度事業報告及び収支決算報告について（監査報告）

令和2年度の事業報告及び収支決算報告について、別紙により承認を求めます。

令和3年4月19日 提出

猿沢地域まちづくり協議会
会長 佐藤 倉一

令和2年度 事業報告書

区分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取組内容	効果・課題等
まちづくり推進部会	(1) 地域をアピールするための効果的な情報発信戦略をつくる				
	広報誌り〜どご!猿沢の発行	年4回(6、9、12、3月の各15日)	全世帯	協議会・集落等の活動、地域のニュース等を掲載した広報誌を製作し、地区内全戸と事業所へ配布する。	地域内へ各種情報発信を図った。読み手の興味を引く紙面づくりが課題。
	(2) 集落行事や団体活動を支援する				
	集落活性化支援事業	第一回申請締切 5月31日 第二回申請締切 10月31日	集落及び各種団体	集落や団体の実施事業へ助成金を交付(7団体12事業へ助成金333,000円) ※内訳は別紙参照	平成28年度に制度を変更。各集落や団体の特色ある地域活動の維持・活性化を図ることができた。今年度限りの感染症対策用品整備等を対象にした。
まちづくり推進部会	(3) 他団体との連携事業の推進				
	他団体との連携事業の推進	通年	集落及び各種団体	朝日さくら小学校区内に2つのまち協(塩野町まちづくり協議会)があり、連携を推進する。	塩野町まち協との連携事業の実施は無い。また、コロナ禍の為、お互いの事業もほとんどなく、呼びかけ合うことが難しかった。
	(4) 地域の歴史や伝統文化を伝承するための直接的な伝達機会を持つ				
	地域や集落のPR資料冊子「りいどご猿沢」販売	通年	全住民	昨年度製作した地域の情報や魅力をPRし、集落マップにもなる冊子を配布または販売する。	猿沢地区の魅力の共有と内外への情報発信を図る。
産業交流部会	(1) 旬の食材や郷土料理を使って、食のイベントを開催する				
	あさひまつり郷土料理ブース出店【朝日地区まちづくり協議会連絡会議事業】	中止		あさひまつりに郷土料理販売ブースを設置する。猿沢地域の郷土料理をより多くの方にPRし、まつりの販いを創出する。	新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し中止。
	料理交流会	交流会は中止		今までの料理交流会のレシピを地域の方に届けるため、りいどご猿沢に掲載。	りいどご発行時期に丁度良いレシピを掲載することが出来た。
	(2) 地域の特産をつくり、新しいビジネスを展開する				
	地域資源を活用した特産の開発と販売の検討	未実施	全住民	檜原の絹糸と、鶴渡路の羊毛を混合した糸「シルキール」は養蚕文化が根付いている猿沢地域ならではの素材である。これを活用した商品開発や販売の検討を行う。他に活用できる資源の検討も行う。	まゆ工房に糸紡ぎ機や、織り機を導入し、シルキールの生産販売につなげ、猿沢地区のブランドを確立させることが目的。しかし、安定供給できる体制づくりが課題だが、糸紡ぎ体験はまゆの会員以外は希望者がいなく、あまり進展が無い
地域の茶の間シルクフラワー製作体験	中止	地域の茶の間等	地域の茶の間向けに、シルクフラワー製作の体験イベントを開催し、シルクフラワーの普及拡大、技術の継承を図る。	新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し中止。	
産業交流部会	(3) 担い手の育成につながる農業体験イベントを開催する				
	朝日さくら小学校 鮭の塩引き作り体験(学校と連携)	11月24日(火)	朝日さくら小学校4年生	小学校との連携により、毎年4年生が実施している鮭の塩引き作り体験の材料を提供した。	塩野町まち協と共同で生鮭を提供。日頃小学生が取り組む機会の少ない伝統料理技術の継承ができた。

区分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取組内容	効果・課題等
産業交流部会	(4) 伝統行事に根ざしたまつりやイベントを生み出す (5) 世代間交流事業を実施する				
	地区敬老会の余興支援	式典中止	敬老会参加者	地区全体を対象とした伝統行事のステージイベントを主催。	新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し中止。
産業交流部会	(6) スポーツイベントを開催する				
	スポーツ普及活動	未実施	全住民	オリパラリンピック開催を迎えるにあたり、子どもから大人まで楽しめるスポーツを模索し、普及活動を行い、健康増進と交流拡大を図る。	新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し未実施。
生活安心部会	(1) ボランティアを活発化させ、高齢者の生活を支援する				
	「地域の茶の間」従事者支援	未実施	「地域の茶の間」世話人	集落の高齢者の居場所を提供する「地域の茶の間」を運営している世話人の代表者を対象とした情報交換や研修を行う場を設け、活動の活発化や各茶の間の連携	新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し未実施。
	集落座談会の開催	次年度に延期	全住民	少子高齢化と担い手不足が進む地域で、いつまでも生き甲斐を持って暮らすためには、どうしたら良いのかを一緒に考える会で集落を選定し、開催していく。	新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し延期。
	(2) 健康づくりを推進する (3) 集落センター等で福祉事業を開催する				
	「猿沢さわやか体操」の推進	未実施	全住民	猿小校歌に振付をつけた体操の周知活動を展開。	朝日さくら小学校になり、小校歌自体を認識していない方がいるため、体操に使用する音楽としては難しいところもあり、継続的な使用に関する検討が必要である。
	(4) あいさつ運動を展開する				
	あいさつ+1（プラスワン）運動	通年	全住民	のぼり旗、ジャンパーなどを利用して、地域ぐるみのあいさつ運動を展開した。毎月11日を「あいさついい日」として通学路・校庭であいさつ運動と小学生を対象にあいさつ標語コンテストを10月に実施し、運動の普及啓発を図った。	マナーアップと世代間交流の促進が図られている。活動が定着している。標語コンテスト参加賞として、朝日さくら小へソフトバレーのボール数個贈呈。
	(5) 地域共通の美化活動にとりくむ				
猿沢地域一斉クリーン作戦	中止	全住民	6/6(土)各集落一斉に同時刻(朝6時30分から1時間程度)に美化活動を実施予定。	新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し中止。	
(6) 地域共通の木や花を植栽・管理し、景観を整備する					
芝桜の植栽事業	5月23日(土)	協議会役員等	一昨年前に植栽した猿沢コミュニティセンター駐車場の国道側法面の芝桜の残りの法面に芝桜を植える。	残りの法面の半分(全体の1/3)の予定で芝桜500株を植栽。間隔を広く植栽したため残りの前面に植栽できなかった。今後植栽した芝桜の整備および植栽場所への看板設置を予定していたが、併せて来年度で検討。	

区分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取組内容	効果・課題等
協議会全体事業	(1) 人材育成事業				
	先進事例の調査研究等	未実施	協議会役員等	今後のまちづくりを担う人材育成のため、役員向け研修視察等を予定していたが、日程が合わず未実施。	
	(2) 朝日地区まちづくり協議会連絡会議による連携事業				
	朝日地区まちづくり研修会	9月30日(水) 10月21日(水) 11月18日(水)	まちづくり協議会関係者、行政職員など	朝日地区の5つのまちづくり協議会の関係者が一堂に会し、各協議会の運営課題や直面している地域課題、今後合同で必要となる支援の仕組みなどについて、話し合う意見交換会を3回シリーズで実施。	
	あさひフォトコンテスト	募集7/1~8/30 表彰 中止	全住民	朝日地区5協議会合同の写真コンテストを実施。地区外からの応募も可能とし、朝日の魅力あふれる23作品の応募があった。昨年と同様に一般審査、Instagram部門等を設置、文化会館などに展示し、多くの方にまち協事業と朝日の魅力あふれる写真をPRできた。	
あさひまつり郷土料理ブース出店	中止	全住民	新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して中止。		
朝日地区まちづくり広報紙の発行	12月1日発行	朝日地区全住民	朝日地区のまちづくり情報のお知らせや連絡会議事業のPRを行う。 A3両面1枚カラー印刷、朝日地区全戸配布		

集落活性化支援事業助成金 (助成金=事業費の2/3、集落合計額上限50,000円+20,000円)

団体	番号	事業の概要	内容及び効果
寺尾	1	事業名 集落内防犯対策	内容 ・集落内の防犯灯未設置箇所に、ソーラーライトを設置する。
		事業主体 寺尾区	
	2	実施日 R2.7.25	効果 ・集落内で盗難事件が発生していることもあり、防犯灯未設置か所にソーラーライトを設置することにより、盗難及び犯罪の抑止効果が期待される。
		参加人数 5人	
		事業費 34,871円	
		助成金 23,000円	
3	事業名 耕作放棄畑の保全活動	内容 ・年1回、耕作放棄畑で菜の花を栽培する。対象は寺尾区みんなの畑構成員20名。数年前から耕作しなくなった畑を借り受け、菜の花を栽培し、集落の景観を保つ。今秋に種をまき、早春に菜の花を咲かせる	
	事業主体 寺尾区(みんなの畑)		
計	3件	実施日 R2.5.24~10.10	効果 ・耕作放棄畑に、菜の花を咲かせ集落の景観を保つ。それにあたり、畑に、スケジュールをお知らせする告知ボードを設置して、作業に協力してくれる人を幅広く募集し、集落民相互の交流ができた。
		参加人数 17人	
		事業費 14,923円	
		助成金 9,000円	
下中島	1	事業名 集落表示看板作成	内容 従来の看板を作成しなおし、集落入り口市道に設置する。
		事業主体 下中島区	
計	1件	実施日 R2.7	効果 集落の存在や特色をPRできる。明るい彩色により心が和む。防犯に役立つ。
		参加人数 39人	
		事業費 13,700円	
		助成金 9,000円	
鵜渡路	1	事業名 どんと焼き	内容 区民全員対象。各家庭からの正月飾りや書初め等を持ち寄り、それを燃やすことにより家内安全、五穀豊穡などを願う。
		事業主体 鵜渡路公民館	
	2	実施日 R3.1.17	効果 ・昔から行われてきた集落の行事を行うことで、集落の文化を次世代へ伝えることが期待できるとともに、住民の世代間交流を推進できた
		参加人数 21人	
		事業費 13,483円	
		助成金 4,000円	
計	2件	事業名 イルミネーション	内容 ・初めての新規イルミネーションの設置を公民館役員・区役員および区民で行う。
		事業主体 鵜渡路公民館	
上野	1	実施日 R2.11.~R2.12.	効果 ・新型コロナの影響により各種イベントの中止が余儀なくされ、集落に元気がなくなりつつある中で、イルミネーションを燈すことにより集落に元気を取り戻し、また、防犯にもつなげたい。
		参加人数 14人	
計	1件	事業費 128,511円	内容 年1回集落住民他を対象とし、参加人員は42人程度。
		助成金 66,000円	
		事業名 どんと焼き(さいの神)	
		事業主体 上野区	
計	1件	実施日 R3.1.17	効果 多くの住民が参加することにより、作る技術の伝承や子供たちの住民同士の交流や親睦が図られる。
		参加人数 42人	
		事業費 23,533円	
		助成金 15,000円	
計	1件	助成金	15,000円

団体	番号	事業の概要	内容及び効果
猿沢	1	事業名 鳥追い(歳の神)	内容 ・正月飾りなどをワラとともに燃やして、集落住民の無病息災を祈願するとともに、伝統行事を住民に継承することにより、集落の活性化を図る
		事業主体 猿沢区(猿沢公民館)	
	2	実施日 R3.1.10	効果 ・昔から行われてきた集落の行事を行うことで、集落の文化を次世代へ伝えることが期待できるとともに、住民の世代間交流を推進できた
		参加人数 42人	
計	2件	事業費 49,234円	
		助成金 27,000円	
檜原	1	事業名 前の川周辺イルミネーション設置事業	内容 ・猿沢集落の中央部を北から南へ流れる「前の川」周辺にイルミネーションを設置する
		事業主体 猿沢区(猿沢公民館)	
	2	実施日 R2.12.20～R3.1.17	効果 ・猿沢区民に対して癒しの効果、また周辺を明るく照らすことにより、防犯の効果があつた
		参加人数 -	
計	2件	事業費 37,500円	
		助成金 23,000円	
板屋越	1	事業名 新型コロナウイルス感染予防対策	内容 感染予防対策用品の購入
		事業主体 桧原公民館	
	2	実施日 R2.11.1～11.14	効果 集落行事等の開催時に新型コロナウイルス感染予防ができた
		参加人数 -	
計	2件	事業費 30,877円	
		助成金 20,000円	
板屋越	1	事業名 どんど焼き	内容 集落住民を対象とし50人程度の参加。おなじみのどんど焼きにやまもちのふるまいは止めて、お菓子を配った。
		事業主体 桧原公民館	
	2	実施日 R3.1.17	効果 多世代間の交流により集落のコミュニティを活性化できた
		参加人数 50人	
計	1件	事業費 74,784円	
		助成金 49,000円	
板屋越	1	事業名 ホイホイ	内容 毎年恒例となっている伝統を受け継ぐ集落のホイホイの実施に併せ温かい飲食を振る舞い、宝さがしや運試しくじなどにより、子どもから大人まで楽しめふれあいの機会の場とする。
		事業主体 板屋越区	
	2	実施日 R3.2.14	効果 唯一の伝統行事であるホイホイの実施時期を捉え、遊び心を加えた内容により多くの区民の参加を図り、コミュニティの維持・向上並びに集落の活性化につなげる。さらに伝統行事の継続とともに継承を図り担い手確保の一助と考えられる。
		参加人数 95人	
計	1件	事業費 92,944円	
		助成金 50,000円	
合計	12件	事業数:12事業(7団体) 助成金:333,000円	

令和2年度 猿沢地域まちづくり協議会収支決算書

収入

単位：円

区分	決算額	予算額	補正	比較	説明
1 前年度繰越金	316,255	316,000	0	255	
2 地域まちづくり交付金	1,704,000	1,704,000	0	0	村上市地域まちづくり交付金 1,704,000
3 繰入金	0	0	0	0	
4 雑収入	3,005	68,000	0	△ 64,995	冊子販売収入 3,000 預金利息 5
合計	2,023,260	2,088,000	0	△ 64,740	

支出

単位：円

区分	事業	決算額	予算額	補正	比較	説明
1	まちづくり推進経費	509,000	726,000	0	△ 217,000	
	1 情報発信事業	176,000	176,000	0	0	まちづくり通信発行費 176,000
	2 集落活性化支援事業	333,000	550,000	0	△ 217,000	集落活性化支援事業補助金
2	産業交流経費	10,913	315,000	0	△ 304,087	
	1 産業活性化事業	10,913	150,000	0	△ 139,087	塩引き鮭作り体験 5,600 法被クリーニング 5,313
	2 伝統行事・イベント事業	0	165,000	0	△ 165,000	
3	生活安心経費	117,576	303,000	0	△ 185,424	
	1 高齢者支援事業	0	115,000	0	△ 115,000	
	2 あいさつ推進事業	56,542	13,000	44,000	△ 458	あいさつ運動標語コンテスト経費 9,242 あいさつ運動のぼり旗購入 47,301
	3 健康づくり推進事業	0	10,000	0	△ 10,000	
	4 環境美化事業	61,034	165,000	△ 44,000	△ 59,966	芝桜植栽事業 61,034
4	組織運営経費	410,687	718,000	0	△ 307,313	
	1 報償費	129,000	215,000	0	△ 86,000	役員報償、役員外部員報償
	2 費用弁償	60,500	124,000	0	△ 63,500	会議出席見合い
	3 需用費	48,587	110,000	△ 4,000	△ 57,413	消耗品費
	4 役務費	59,600	40,000	20,000	△ 400	書類等郵送料、振込手数料
	5 使用料及び賃借料	4,000	20,000	△ 16,000	0	会場借用料
	6 負担金	109,000	209,000	0	△ 100,000	朝日地区まちづくり協議会連絡会議
5	予備費	0	26,000	0	△ 26,000	
	1 予備費	0	26,000	0	△ 26,000	
合計		1,048,176	2,088,000		△ 1,039,824	

収入合計 2,023,260 支出合計 1,048,176 次年度繰越金 975,084 円

備 品 台 帳

No.	分類	物 品	規 格	購入日	価 格	購入先	保管場所	備考
1	写真・光学 器具類	デジタル カメラ	CANON EOS M10 EF-M15-45	H27.12.15	31,860	(資)ほんぼ	村上市朝日 支所 地域振興課 事務室	塩野町地域ま ちづくり協議 会と共有 持分 1/2 総額 63,720 円
2		以下余白						
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

監 査 報 告 書

猿沢地域まちづくり協議会規約第20条第2項の規定に基づき、令和2年度猿沢地域まちづくり協議会事業報告書並びに決算報告書について監査を実施しましたので報告します。


記

監査の結果

- (1) 事業報告書は、猿沢地域まちづくり協議会の事業運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 収入支出の証拠書類及び預金通帳を照合した結果、誤りなく適正に処理しているものと認めます。

以 上

令和3年3月31日

監 事 太田 覚 

監 事 高橋 治一 

第2号議案

令和3年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について

令和3年度の事業計画並びに収支予算について、別紙案により承認を求めます。

令和3年4月19日 提出

猿沢地域まちづくり協議会
会長 佐藤 倉 一

令和3年度 事業計画(案)

区分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取組内容	備考
まちづくり推進部会	(1) 地域をアピールするための効果的な情報発信戦略をつくる				
	朝日地区合同広報紙の作成	年3回	全世帯	今までの『りーどご！猿沢』の発行から朝日地区まち協連絡会議にて5つのまち協で合同広報紙を作成することになり、協議会活動などを紹介するため合同広報紙を発行するための猿沢地域掲載内容の検討をする	継続
	(2) 集落行事や団体活動を支援する				
	集落活性化支援事業	年2回申請を受付	集落及び各種団体	集落や団体が開催する事業へ助成金を交付し、地域活性化を支援する。補助率2/3以内、上限5万円。5月末迄と、10月末迄の年2回申請受付期限を設ける	継続
産業交流部会	(3) 地域の歴史や伝統文化を伝承するための直接的な伝達機会を持つ				
	地域や集落のPR資料冊子の配布・販売	通年	全住民	一昨年度に製作した、地域の情報・魅力をPRし、集落マップにもなる冊子を配布又は販売する	継続
	(1) 旬の食材や郷土料理を使って、食のイベントを開催する				
	あさひまつり郷土料理ブース出店【朝日地区まちづくり協議会連絡会議事業】	10月中旬	全住民	あさひまつりにて郷土料理販売ブースを設置する。R1開催時と同様の250程度の食数を提供し、猿沢地域の郷土料理をより多くの方にPRする。	継続
料理交流会	11月頃	全住民	地域で昔から食されてきた料理、または子どもから大人が協力して作る世代間交流の機会を作る	継続	
(2) 地域の特産品をつくり、新たなビジネスを展開する					
地域資源を活用した特産の開発と販売の検討	通年	全住民	養蚕文化が根付いている猿沢地域ならではの素材である「まゆ」を活用した商品開発、ほかに地域の資源を活用した商品開発等の検討を行う	継続	
シルクフラワー製作等体験	通年	全住民	シルクフラワー製作の体験イベントを開催し、シルクフラワーの普及拡大、技術の継承、住民活動の充実を図る	継続	
(3) 担い手の育成につながる産業体験イベントを開催する					
鮭の塩引き作り体験	11月頃	未定	地域の食文化・技術の継承のため、鮭の塩引き作り体験を実施する	継続	
(4) 伝統行事に根ざしたまつりやイベントを生み出す					
(5) 世代間交流事業を実施する					
猿沢地区敬老会の支援	9月	高齢者	地区敬老会の運営負担軽減や事業拡大を支援する	継続	
(6) スポーツイベントを開催する					
体力づくり普及活動	通年	全住民	子どもから高齢者まで気軽に参加し、楽しめる運動を模索し、地域資源を利用しながら健康増進と交流拡大を図る。福祉施設での普及や大会開催に注力し、生き甲斐づくりを支援する	継続	
スキーボランティア	1月～3月	未定	朝日さくら小学校のスキー授業の講師ボランティア等で支援をし、冬期スポーツの楽しさを伝える	継続	

区分	事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取組内容	備考
生活安心部会	(1) ボランティアを活発化させ、高齢者の生活を支援する				
	集落座談会の開催	未定	集落住民	少子高齢化と担い手不足が進む地域で、いつまでも生き甲斐を持って暮らすためには、どうしたら良いのかを、一緒に考える会を1つの集落で開催する(開催集落未定)	継続
	(2) 健康づくりを推進する				
	(3) 集落センター等で福祉事業を開催する				
	「猿沢さわやか体操」情報推進	通年	全住民	H28年に製作した、猿沢小学校校歌に振り付けた体操を残すため、紹介しながら推進を行う。	継続
	健康づくり運動の推進	通年	全住民	さまざまな年齢でできる運動を研修したり、地域でできる運動を住民に周知したり健康づくりの推進を図る	継続
	(4) あいさつ運動を展開する				
	あいさつ+1(プラスワン)運動	通年	全住民	地域ぐるみのあいさつ運動を展開する	継続
		未定	小学生等	標語コンテストの開催	継続
	(5) 地域共通の美化活動にとりくむ				
猿沢地域一斉クリーン作戦	6月12日(土)	全住民	地域全体で一斉に美化活動を行う(ゴミ収集日に実施する)	継続	
(6) 地域共通の木や花を植栽・管理し、景観を整備する					
芝桜の植栽後の整備事業	4月下旬～5月中旬	全住民	昨年・一昨年前に植栽した猿沢コミュニティセンター法面の芝桜の整備を行う。また、植栽場所への看板設置や今後の芝桜の普及についての検討をする。	継続	
人材育成事業					
先進事例の調査研究等	未定	猿沢まち協役員等	・先進地事例の調査研究や研修視察を行い、まちづくりを行う人材を育成する ・多くの役員会からのアイデアでまちづくり活動を推進する	継続	

朝日地区まちづくり協議会連絡会議による連携事業

事業名、取組項目	実施時期	対象・人員	取組内容	備考
あさひまつり郷土料理ブース出店【再掲】	10月中旬	全住民	元気で活力のある地域を目指すため朝日地区の恵まれた自然などの特性を活かした「あさひまつり」に参画する	継続
全住民アンケート	6月	全住民 (中学生以上)	まちづくり協議会が実施していることが住民のニーズとマッチしているかを把握するため、全住民アンケートを実施する	新規
役員研修事業	7.8月 11月上旬以降	朝日地区内 5まち協役員	まち協役員に対して研修を行うことで、まちづくりに関する様々なノウハウを広く学び、今後の各地域のまちづくりを担う人材を育成する。 まち協事業・体制見直しに向けた勉強会や若者の参画・活動支援を実施しているまち協の話聞く等。	継続
広報事業	6・10・2月	朝日地区全戸	令和3年度から朝日地区5つのまち協で合同で通信を発行する。朝日地区各まちづくり協議会情報のお知らせや連絡会議事業のPRを行う。 A3両面2枚(8ページ)カラー印刷、朝日地区全戸配布	変更・継続

令和3年度 猿沢地域まちづくり協議会収支予算書(案)

収入

(単位:円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較	説 明
1 前年度繰越金	975,000	316,000	659,000	
2 地域まちづくり交付金	1,703,000	1,704,000	△ 1,000	・市からの交付金
3 繰入金	0	0	0	
4 雑収入	51,000	68,000	△ 17,000	・イベント参加費徴収 2,900円 ・あさひまつり売上 45,000円 ・冊子販売収入 3,000円 ・預金利息 100円
合 計	2,729,000	2,088,000	641,000	

支出

(単位:円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較	説 明
1 まちづくり推進経費	550,000	726,000	△ 176,000	
1 情報発信事業	0	176,000	△ 176,000	
2 集落活性化支援事業	550,000	550,000	0	集落 5万円×9集落=450,000円 その他団体 5万円×2団体=100,000円
2 産業交流経費	315,000	315,000	0	
1 産業活性化事業	150,000	150,000	0	・あさひまつり郷土料理販売 70,000円 ・料理交流会 20,000円 ・新商品開発・シルクフラワー製作体験 33,000円 ・塩引き作り体験 7,000円 ・スキーボランティア 20,000円
2 伝統行事・イベント事業	165,000	165,000	0	・猿沢地区敬老会支援 140,000円 ・スポーツ普及活動 25,000円
3 生活安心経費	228,000	303,000	△ 75,000	
1 高齢者支援事業	110,000	115,000	△ 5,000	・集落座談会開催経費(委託費) 110,000円
2 あいさつ推進事業	13,000	13,000	0	・あいさつ+1(プラスワン)運動 (標語コンテスト消耗品等)
3 健康づくり推進事業	10,000	10,000	0	・猿沢さわやか体操普及活動 ・健康づくり運動の推進
4 環境美化事業	95,000	165,000	△ 70,000	・地域一斉グリーン作戦 40,000円 ・芝桜植栽部整備事業 55,000円
4 組織運営経費	1,096,000	718,000	378,000	
1 報償費	211,000	215,000	△ 4,000	・役員等報償 (内訳)総会参加者 80,000円 役員 127,000円(27人分) その他部会員分 2,000円×2人分=4,000円
2 費用弁償	116,000	124,000	△ 8,000	・役員等報償(会議出席見合い) (内訳)役員 108,000円(27人分) その他部会員分 4,000円×2人分=8,000円
3 需用費	115,000	110,000	5,000	・事務用消耗品(印刷用紙、印刷機トナー、 カラープリンタインク、封筒等) 75,000円 ・外部会合懇親会費負担金 40,000円
4 役務費	60,000	40,000	20,000	・郵送料等 50,000円 ・振込手数料 10,000円
5 使用料及び賃借料	20,000	20,000	0	・会場使用料
6 負担金	574,000	209,000	365,000	・研修視察負担金 100,000円 ・朝日まち協連絡会議負担金 286,000円 ・全住民アンケート報償費負担分 188,000円
5 積立金	500,000	0	500,000	
1 積立金	500,000	0	500,000	朝日地区まち協合同事業
6 予備費	40,000	26,000	14,000	
1 予備費	40,000	26,000	14,000	他団体との連携事業の推進に活用
合 計	2,729,000	2,088,000	641,000	

収支差引残高 なし

予算の補正、流用については会長に一任する。

令和3年度 朝日地区まちづくり協議会連絡会議負担金計算書

あさひまつり	250,000 円
研修事業	132,000 円
広報事業	522,000 円
住民アンケート事業	880,000 円
人材育成・中学校支援事業	100,000 円
事務費	10,000 円
前年度繰越金	△ 276,000 円
合計	1,618,000 円

		まちづくり交付金割			前年度額	比較
		交付金額(R3)		負担金額		
		円	%	円	円	円
1	館腰地域まちづくり協議会	2,353,000	24.5	397,000	154,000	243,000
2	三面地域まちづくり協議会	1,507,000	15.7	254,000	95,000	159,000
3	たかねまちづくり協議会	2,140,000	22.3	361,000	140,000	221,000
4	猿沢地域まちづくり協議会	1,703,000	17.7	286,000	109,000	177,000
5	塩野町地域まちづくり協議会	1,898,000	19.8	320,000	116,000	204,000
合計		9,601,000	100.00	1,618,000	614,000	1,004,000

算出根拠

※令和3年度まちづくり交付金割とする。

※交付金は1/1時点での人口割等により算出

○全住民アンケート時報償費負担分積算（猿沢地域）

	1世帯あたり配布回収分	世帯数	報償費×世帯数	備考
役員等 (配布・回収世帯のみ)	300	629	188,700	中学生以上対象 全住民 (世帯数:R3.1.1現在)

※端数切捨てにて計上

猿沢地域まちづくり協議会の役員等報償及び費用弁償について(内訳)

1. 役員・監事・顧問の報償費及び費用弁償

所属	役職	報償費(年額)	費用弁償(会議出席1回500円。10回まで支払い)	人数	報償費×人数	費用弁償×人数	備考
役員会	会長	13,000	5,000	1	13,000	5,000	会議出席10回を想定
	副会長 (兼専門部会長)	7,000	5,000	2	14,000	10,000	会議出席10回を想定
	事務局長 (兼専門部会長)	7,000	5,000	1	7,000	5,000	会議出席10回を想定
	専門部副部会長	5,000	5,000	3	15,000	15,000	会議出席10回を想定
	理事	4,000	4,000	18	72,000	72,000	会議出席8回を想定
監事		3,000	500	2	6,000	1,000	会議出席1回を想定
評議員会	顧問	3,000	1,000	-	-	-	会議出席2回を想定
	評議員	-	-	9	-	-	各集落区長
合計				36	127,000	108,000	R3交付金(予定) 1,703,000円 の約 13.80%

※ 副会長、事務局長及び理事は、何れかの専門部会に所属し、部会長、副部会長、部会員を担当する。

2. 総会報償費

所属	役職	報償費	人数	報償費×人数	備考
総会(出席者のみ)		1,000	80	80,000	代議員、評議員、役員、役員外部員

3. 専門部会の報償費及び費用弁償(役員以外)

所属	役職	報償費(年額)	費用弁償(会議出席1回500円。10回まで支払い)	人数	報償費×人数	費用弁償×人数	備考
専門部会	その他部会員	2,000	4,000	2	4,000	8,000	各部会3人まで(最大9人)

※ 専門部会の「その他部会員」(通称:まちづくりサポーター)は、役員会の承認を得た場合は、各部会3人まで置くことができる。

猿沢地域まちづくり協議会 総会資料編

- 猿沢地域まちづくり計画
- 猿沢地域まちづくり協議会規約
- // 規約別表
- // 組織図

猿沢地域まちづくり計画



～まちづくりの理念～

『豊かな環境を守り、みんなの生きがいを生み出す活力ある地域を創る』

平成24年3月制定

(平成29年4月22日変更)

猿沢地域まちづくり協議会

猿沢地域まちづくり計画

1 地域の特色、課題

（地理）

猿沢地域は、村上市の西部に位置し、北は男川沿いに塩野町地域と、東は高根川沿いに高根地域、三面川沿いに館腰地域と接し、西は、北から南西方向に伸びる山稜で旧村上市と接しています。地域のほぼ中央を縦貫する国道7号沿いに宮ノ下、下中島、鶉渡路、上野、猿沢、桧原、板屋越の7集落、県道村上朝日線沿いに寺尾集落、県道小揚猿沢線沿いに川端集落が点在しています。

（成り立ち）

明治22年に寺尾村、宮ノ下村、下中島村、鶉渡路村、上野村の合併により「鶉渡路村」、同じく川端村、猿沢村、桧原村、板屋越村が合併して「猿沢村」が誕生しました。明治34年に両村が合併して誕生したのが、本地域の母体となる「猿沢村」です。その後は、昭和29年に館腰村、三面村、高根村、塩野町村と合併し「朝日村」、平成20年に村上市、荒川町、神林村、山北町と合併して現在の「村上市」に至ります。

（産業）

本地域の基幹産業は稲作を中心とした農業であり、古くから地域経済社会の先導的役割を担うとともに、多様な価値観の創出や独自の文化・風土の形成に大きな影響を与えてきました。近年は、農業者の高齢化や担い手不足が進行しており、集落営農等による環境保全型農業への転換期を迎えています。

（観光）

猿沢集落の東、国道7号沿いには、市が運営する観光施設「みどりの里」があります。昭和60年の物産会館・食堂の建設を皮切りに温泉、屋根付き多目的ドーム、シルクフラワー工房、体験交流施設、宿泊施設、プール、農産物直売所など、多種多様な施設が整備されてきました。平成23年3月には日本海沿岸東北自動車道「朝日まほろばIC」が完成し、敷地内には「道の駅」も併設されていることから、今後も都市との交流、地域情報の発信拠点として期待をしています。

（交通）

鉄道が整備されていない本地域においては、国道7号が交通の中心であり、自家用車や路線バスでの移動が主な交通手段です。しかし、路線バスの運行本数は年々減少しており、不便に感じている住民もいるのではないのでしょうか。

（人口）

人口は、昭和 30 年頃をピークに減少の一途を辿っており、少子高齢化が深刻化しています。人口減少は、空き家の増加、農地や山林の荒廃、地域扶助体制の衰退、産業や地域文化の担い手不足などが影響として挙げられます。

（地域の課題と組織づくり）

市町村合併により、行政の能力向上や効率的な運営が図られるようになった半面で、市民と行政の距離が遠くなったという声も聞かれます。また、地域づくりに対する市民の要望が多様化・高度化しており、行政の公正公平に基づく画一的なやり方では対応できない、地域資源を活かしきれない可能性があります。少子高齢化、集落活動の停滞などがささやかれる今、互いを支え、支えられる共通の目的意識を持ち、集える場として、「地域の元気づくり」に繋げることを目指すために、既存の仕組みや組織を見直し、行政と市民（地域）の役割分担の明確化を行い、市民（地域）が能力を発揮できる「元気なまちづくり」の仕組みを作っていく必要があります。

このような考えに基づき、地域コミュニティの核となっている、集落の取り組みを補完し、相互の連携や各種団体などが連携しあえる場として平成 24 年度より「猿沢地域まちづくり協議会」を組織し、猿沢地区の魅力の情報発信、集落活動の支援、賑いや一体感を生み出すイベント開催、あいさつ励行、高齢者ボランティアの活性化、郷土食など地域資源を活かした取り組み、農業体験イベント開催、歴史文化の伝承、地域美化活動など、多岐にわたる活動を展開していますが、協議会発足から 5 年経つ点と、保育園や小学校の統合がすすむ状況を節目と捉え、協議会の取組の見直しをかけながら、より地域と時代に求められる活動を展開していく必要があります。

2 まちづくりの理念、将来像（目標年度：33 年度）

猿沢地域では、地域と行政がお互いに知恵を出し合い、地域の資源などを活用して、地域の元気づくりと活力を高めていくために、まちづくりの理念と将来像を決定しました。

（理念）

『豊かな環境を守り、みんなの生きがいを生み出す活力ある地域を創る』を理念に掲げ、6つの将来像を達成するため、住民と行政が一体となり魅力ある地域を目指します。

（将来像）

- 住民の集える場所があちこちに設置され、にぎわいと生きがいが生まれている。
- 集落行事や様々な地域イベントが行われ、世代や集落を超えた交流や連帯感が深まっている。
- 住民同士の互いに支えあう仕組みが構築され、心身ともに健全な生活が営まれている。
- 農業の新しい展開が図られて定住する若者も増え、地域全体に活気がみなぎっている。
- 地域ぐるみの美化活動が行われ、環境が著しく改善している。
- 地域の歴史文化、美しい景観が守られ、多くの人で賑わっている。

3 具体的な取組みの方向性、実施事業等（計画年度：24年度～33年度）

基本方針	取組みの方向性や実施する事業
地域情報の発信と、集落等の支援を行い、まちづくりへの関心と積極的な参加を促す	地域をアピールするための効果的な情報発信戦略をつくる
	集落行事や団体活動を支援する
	他団体との連携事業の推進
地域全体の事業やイベントを開催し、住民同士の交流を深める	伝統行事に根ざしたまつりやイベントを生み出す
	世代間交流事業を実施する
	スポーツイベントを開催する
住民同士が支え合い、心身ともに健全で、安心して暮せる地域をつくる	ボランティアを活発化させ、高齢者の生活を支援する
	あいさつ運動を展開する
	健康づくりを推進する
	集落センター等で福祉事業を開催する
農林業の新たな展開を図り、体験や郷土料理を通じて、自立できる地域経営の基盤をつくる	旬の食材や郷土料理を使って、食のイベントを開催する
	地域の特産品をつくり、新たなビジネスを展開する
	担い手の育成につながる産業体験イベントを開催する
地域の歴史文化と、美しい景観・環境を守り育てる	地域の歴史や伝統・文化を記録する
	地域の歴史や伝統文化を伝承するための直接的な伝達機会を持つ
	地域共通の美化活動にとりくむ
	地域共通の木や花を植栽・管理し、景観を整備する

4 事業計画年度（実施年度：24年度～33年度）

基本方針	事業項目	重点実施	実施年度									
			24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
地域情報の発信と、集落等の支援を行い、まちづくりへの関心と積極的な参加を促す	地域をアピールするための効果的な情報発信戦略をつくる	●	→									
	集落行事や団体活動を支援する		→									
	他団体との連携事業の推進											→
地域全体の事業やイベントを開催し、住民同士の交流を深める	伝統行事に根ざしたまつりやイベントを生み出す	●	→									
	世代間交流事業を実施する											→
	スポーツイベントを開催する											→
住民同士が支え合い、心身ともに健全で、安心して暮せる地域をつくる	ボランティアを活性化させ、高齢者の生活を支援する	●	→									
	あいさつ運動を展開する		→									
	健康づくりを推進する											→
	集落センター等で福祉事業を開催する											→
農林業の新たな展開を図り、体験や郷土料理を通じて、自立できる地域経営の基盤をつくる	旬の食材や郷土料理を使って、食のイベントを開催する	●	→									
	地域の特産品をつくり、新たなビジネスを展開する											→
	担い手の育成につながる産業体験イベントを開催する											→
地域の歴史文化と、美しい景観・環境を守り育てる	地域の歴史や伝統・文化を記録する	●	→									
	地域の歴史や伝統文化を伝承するための直接的な伝達機会を持つ		→									
	地域共通の美化活動にとりくむ		→									
	地域共通の木や花を植栽・管理し、景観を整備する											→

猿沢地域まちづくり協議会規約

平成24年 3 月 27日制定

(目的)

第1条 本会は、猿沢地域の特性や課題に応じた活性化対策のために、この地域に暮す住民がお互いに知恵を出し、協力して、豊かな環境を守り、みんなの生きがいを生み出す活力ある地域の創造に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、猿沢地域まちづくり協議会と称する。

(事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、村上市岩沢5611番地、村上市朝日支所内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 住民の健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 住民の安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

(構成)

第5条 本会は、猿沢地域に居住する人及び事業を実施する個人若しくは法人又は地域で活動する各種団体（以下、構成員）をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 理事 | 21名程度 |
| (5) 監事 | 2名 |
- 2 役員は、構成員の中から各集落の区長が「別表1」により選出する。
 - 3 会長、副会長、事務局長は、役員会において選出し、総会の承認を得る。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行でき

ないときは、その職務を代行する。

- 3 事務局長は、本会事務及び事務局を総括する。
- 4 理事は、本会の事業に参画する。
- 5 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

第9条 構成員に代わって総会に出席する代議員を置く。

- 2 代議員は、役員および各集落の区長以外の構成員から各集落の区長が「別表2」により選出する。
- 3 代議員は、総会において、役員会が提案する議題を審議し、議決する。
- 4 代議員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 補欠により選出された代議員任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員)

第10条 本会に、評議員を置くこととし、各集落の区長が当たる。

(顧問)

第11条 本会は、有識者、アドバイザー等による顧問を必要に応じて置くことができる。

- 2 顧問は、役員会において選任し、総会の承認を得るものとする。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会、評議員会及び専門部会とする。

(総会)

第13条 総会は、代議員をもって構成する本会の最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 3 通常総会は、毎年度1回以上開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。
- 4 総会の議長は、総会において出席代議員のうちから選出する。
- 5 総会は、委任状を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 6 総会の議事は、出席代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改正に関すること。
 - (3) 役員、顧問及び専門部会の承認に関すること。
 - (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員の現在数及び出席者数（委任状提出者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(役員会)

第15条 役員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議、決定する。

- 2 役員会は、監事を除く役員をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
- 3 役員会は、構成する役員のうち2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 4 役員会は、必要に応じて、評議員及び顧問の出席を求め、助言、指導等を受けることができる。

(評議員会)

第16条 評議員会は、評議員及び顧問で構成し、本会の運営に係る助言を行うものとする。

- 2 評議員会は、会長又は評議員の求めに応じ、開催することができる。

(専門部会)

第17条 本会は、事業を円滑に実施するために、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の種類は、役員会において決定する。
- 3 専門部会は、役員をもって構成する。
- 4 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長及び副部会長は、会長及び監事を除く役員の中から役員会において選出する。
- 6 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 8 専門部会には、役員以外の部員を置くことができる。
- 9 役員以外の部員は、専門部会において選任し、役員会の承認を得るものとする。
- 10 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第18条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、会務及び会計を掌握する。
- 4 事務局員は、事務局長を補佐し、本会の事務及び会計事務を処理する。
- 5 事務局員は、会長が任命する。

(会計)

第19条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、会費、寄付金及びその他収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合においては、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収入支出をすることができる。

(監査)

第20条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び積立金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(規約の変更)

第21条 この規約は、総会において出席代議員の3分の2以上の議決を得なければ変更することはできない。

(書類及び帳簿の備付け)

第22条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第23条 本会が各種取組みを推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第24条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成24年3月27日から施行する。

この規約の変更は、平成25年4月20日から施行する。

この規約の変更は、平成27年4月18日から施行する。

この規約の変更は、平成29年11月4日から施行する。

別 表(令和3年1月1日更新)

1. 役員の数について

- ・ 役員のうち監事以外の人数は、任期が満了する直前の1月1日の住民基本台帳の人口により算出するものとし、集落毎に定数割2人、人口170人に1人の割合とする。

監事は、人口250人以上の集落から選出することとし、猿沢1名、桧原、板屋越から交互に1名を選出する。

(令和2年1月1日現在、単位:人)

集落	世帯数	男	女	人口	定数割	人口割	役員	監事
寺尾	25	40	47	87	2	0	2	
宮ノ下	39	55	64	119	2	0	2	
下中島	21	31	25	56	2	0	2	
鶉渡路	67	92	111	203	2	1	3	
上野	73	81	110	191	2	1	3	
川端	25	35	25	60	2	0	2	
猿沢	202	226	258	484	2	3	5	1
桧原	86	117	137	254	2	1	3	(1)
板屋越	100	154	154	308	2	1	3	(1)
計	638	831	931	1,762	18	7	25	2

2. 代議員の数について

- ・ 代議員の人数は、毎年1月1日の住民基本台帳の人口により算出するものとし、集落毎に定数割1人、人口60人に1人の割合とする。

(令和3年1月1日現在、単位:人)

集落	世帯数	男	女	人口	定数割	人口割	代議員	参考:人口前年比
寺尾	25	39	45	84	1	1	2	△ 3
宮ノ下	38	58	65	123	1	2	3	4
下中島	21	30	24	54	1	0	1	△ 2
鶉渡路	67	93	110	203	1	3	4	0
上野	71	78	106	184	1	3	4	△ 7
川端	25	34	25	59	1	0	1	△ 1
猿沢	199	215	252	467	1	7	8	△ 17
桧原	82	119	135	254	1	4	5	0
板屋越	101	150	153	303	1	5	6	△ 5
計	629	816	915	1,731	9	25	34	△ 31

R3猿沢地域まちづくり協議会 組織図

村上市より

総会(代議員制)

・猿沢地域の住民で構成される最高の議決機関

- (代議員の決定)
1. 代議員は、規約に基づき算出された人数を、各集落区長が選出する。

役員会(監事を除く25名)

・総会に付議する事項、本会の運営に関する事項を審議(役員及び役職の決定)

1. 役員(理事及び監事)は、規約に基づき算出された人数を上限とし、各集落区長が選出するほか構成員の立候補があった時は役員会での審議を経て選出する。
2. 会長1名、副会長2名、事務局長1名は、理事の互選とし、監事とともに総会で決定する。(専門部会の所属の決定)
3. 理事は、いずれかの専門部会に所属し、参画する。(専門部会長の決定)
4. 副会長2名は、いずれかの専門部会(まちづくり推進部会を除く)に所属し、部会長を担当する。
5. 事務局長は、まちづくり推進部会に所属し、部会長を担当する。(副部会長の決定)
6. 各専門部会の副部会長は、所属理事の互選とする。(役員以外の部員)
7. 各専門部会には、役員以外の部員をおくことができる。

■ 監査
・事業及び会計の監査

監事
(2名)

総会
(代議員34名)

会長
(1名)

副会長
(2名)

理事
(21名)

事務局

・事務全般及び会計処理

事務局長
(1名)

事務局員
(市職員)

運営に係る助言

■ 評議員会

・協議会への助言

集落区長
(9名)

顧問

協議会

○財政支援
・まちづくり交付金

○人的支援
・地域担当職員の配置

猿沢地域の人口

(令和3年1月1日現在)

集落	世帯	男	女	計
寺尾	25	39	45	84
宮ノ下	38	58	65	123
下中島	21	30	24	54
鷺渡路	67	93	110	203
上野	71	78	106	184
川端	25	34	25	59
猿沢	199	215	252	467
松原	82	119	135	254
板屋越	101	150	153	303
計	629	816	915	1,731

連携・協力・交流

◆ まちづくり推進部会

- ・部会長(事務局長)
- ・副部会長(理事1名)
- ・部会員(理事5名)
- ・役員以外(まちづくりサポーター→3名まで)

◆ 産業交流部会

- ・部会長(副会長)
- ・副部会長(理事1名)
- ・部会員(理事7名)
- ・役員以外(まちづくりサポーター→3名まで)

◆ 生活安心部会

- ・部会長(副会長)
- ・副部会長(理事1名)
- ・部会員(理事6名)
- ・役員以外(まちづくりサポーター→3名まで)

参加・参画・評価

事業・支援・広報

すべての地域住民・集落(区)・集落公民館・青年会・婦人会・老人会・小中学校PTA・各種団体など